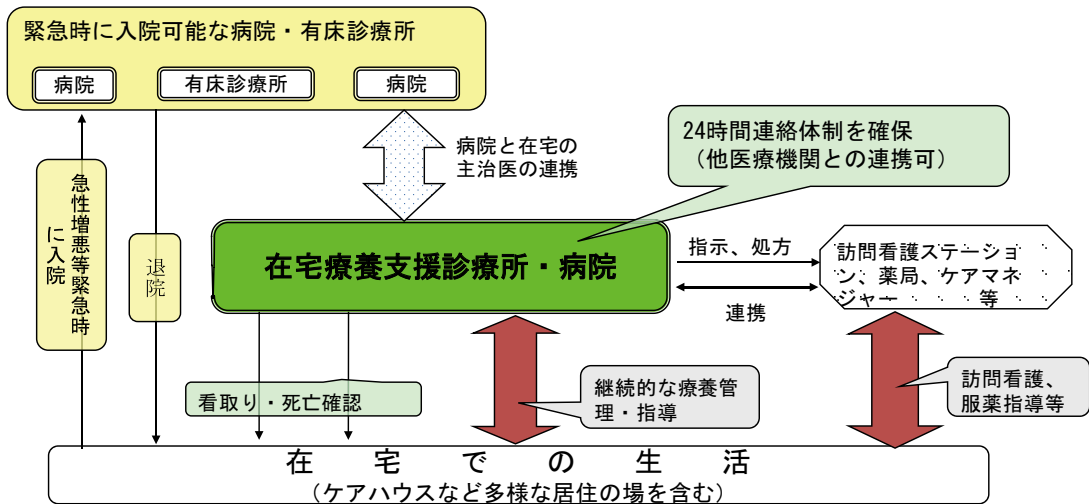


年齢対策としての介護予防事業をどう評価するかが論点となった。予防給付の効果は地域の取組方によって地域差が大きく、介護予防事業では、地域との連携を進める際に「見守りや介護予防給付を支援するインフォーマルなサービスの提供体制が不十分」で、「インフォーマルサービスの事業者と利用者の情報を共有する事が難しい」などの課題が指摘された。

見守り・配食サービス、生きがい推進サービスなど、地域のサービス事業者との情報共有を含めた連携が必要なことが明らかになった。

在宅医療（終末期ケアを含む）の連携のイメージ



【参考】在宅療養支援診療所・病院（診療所はH18年度、病院はH20年度に創設）
 患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する医療機関

- （要件）24時間連絡を受ける連絡先を患者に提供、
 24時間往診可能な体制の確保、
 24時間訪問看護可能な体制の確保、
 緊急時の入院体制の整備 等

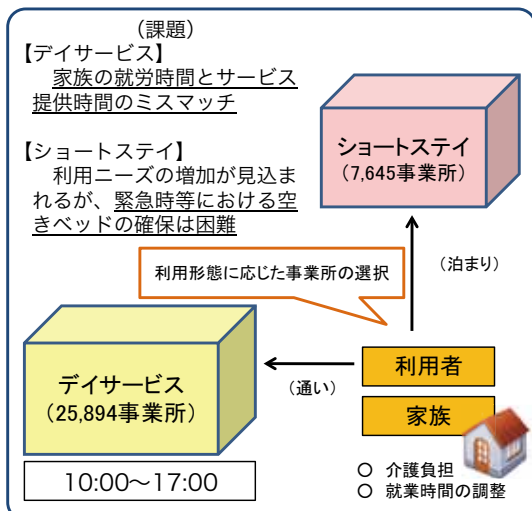
	H18年	H19年	H20年	H21年
在宅療養支援診療所	9,434	10,477	11,450	11,955
在宅療養支援病院	-	-	7	11

お泊まりデイサービスのイメージ

（別紙2）

- デイサービスを活用した宿泊事業（ショートステイ）又は10時間以上の延長サービスを創設することにより、レスパイトケアの充実を図る。
- 通い慣れたデイサービスの設備・スタッフによるケアを基本として、柔軟な人員配置・設備利用を可能とすることで、急な預かりニーズにも対応可能となり、「仕事と介護の両立」が推進される。

現行制度



創設後

